

# 飼育動物診療施設における 麻薬管理マニュアル

平成23年4月

広島県健康福祉局薬務課

## 目次

第1 免許	1
1 麻薬施用者	1
2 麻薬管理者	2
第2 譲受け・譲渡し	3
1 譲受け(法第26条・第32条)	3
2 譲渡し(法第24条)	5
3 業務廃止に伴う譲渡し等(法第36条)	5
第3 麻薬の管理, 保管(法第33条, 第34条)	5
第4 施用, 交付(法第27条・第30条・第33条)	6
第5 野生動物等への施用	7
第6 記録(法第39条・法第41条)	7
1 診療録(カルテ)の記載(法第41条)	7
2 帳簿の記載(法第39条)	8
3 屋外で施用した麻薬の帳簿の記載	9
第7 麻薬の廃棄(法第29条, 第35条第2項)	13
第8 麻薬の事故届(法第35条)	14
第9 年間届(法第48条)	14
麻薬関係様式	15
麻薬取扱者免許申請書	15
麻薬取扱者業務(研究)廃止届	17
麻薬取扱者免許証返納届	18
麻薬取扱者免許記載事項変更届	19
麻薬取扱者免許証再交付申請書	20
麻薬所有高届出書	21
麻薬譲渡届出書	22
麻薬譲渡証	23
麻薬事故届	24
調剤済麻薬廃棄届	25
麻薬廃棄届	26
麻薬年間届	27

申請・相談窓口一覧表.....28

# 第1 免許

## 1 麻薬施用者

麻薬施用者とは、広島県知事（以下「県知事」という。）の免許を受けて、疾病の治療の目的で業務上麻薬を施用し、又は施用のため交付する者です。また、野外において吹き矢等を使って治療・検査等のためケタミンを麻酔薬として施用することは「疾病の治療」に相当する行為です。

なお、学術研究のために麻薬を使用する者や動物捕獲等のみを目的としてケタミンを充填した吹き矢等を使用する者は、県知事の麻薬研究者の免許が必要です。

### (1) 免許申請（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

ア 麻薬施用者の免許申請は、「麻薬施用者免許申請書」（p 15）によって、県知事あて申請してください。（申請・相談窓口一覧表 p 28参照 以下同じ）

イ 麻薬施用者は、医師、歯科医師又は獣医師に限定されていますので、申請窓口で、獣医師免許証等（免許証を書換え又は再交付中の場合は、その旨を証明できる書類）を提示したうえで、免許証の写しを添付してください。

ウ 免許申請書には、心身の障害があっても、麻薬施用者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書（p 16）の添付が必要です。

エ 飼育動物診療施設（獣医師法第2条第2項に規定する診療施設をいい、同法第7条第1項に規定する往診診療者等の住所を含む。以下同じ。以下「診療施設」という。）の開設者が法人の場合又は免許申請者が勤務者の場合は、勤務証明書（p 16）の添付が必要です。

オ 麻薬施用者の免許申請時に、手数料が必要です。

カ 県内の2ヵ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事する場合には、主に麻薬の診療に従事する診療施設を「麻薬業務所」として、その他の診療に従事する診療施設を「従として診療に従事する麻薬診療施設」として申請する必要があります。しかし、「従として診療に従事する麻薬診療施設」には麻薬管理者が置かれていなければなりませんので、注意してください。

また、都道府県を異にする2ヵ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事するためには、各々の都道府県において麻薬施用者の免許を必要とします。

キ その他、免許申請時に不明な点は、県保健所・支所又は県薬務課にお尋ねください。

### (2) 免許の有効期間等（法第4条・法第5条）

麻薬施用者免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までです。

麻薬施用者の免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。

### (3) 業務廃止等の届出（法第7条・法第36条）

麻薬施用者は、当該免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止（診療所の閉鎖、県外への転勤、退職等）したときは、15日以内に「麻薬施用者業務廃止届」（p 17）により、免許証を添えて県知事に、その旨を届け出なければなりません。

また、麻薬施用者が医師、歯科医師又は獣医師の資格を欠くに至ったときは本人が、麻薬施用者が死亡したときは相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」という。）が、上記の様式により同様に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったとき（診療施設を閉鎖したとき又は麻薬施用者が1人もいなくなったとき）には、現に所有する麻薬の品名、数量を、15日以内に「麻薬所有高届出書」（p 21）により県知事に届け出なければなりません。

### (4) 免許証の返納（法第8条）

麻薬施用者は、その免許の有効期間が満了し、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬施用者免許証返納届」（p 18）により、県知事に免許証を返納しなければなりません。

### (5) 免許証の記載事項の変更届（法第9条）

麻薬施用者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に「麻薬施用者免許証記載事項変更届」（p 19）により、免許証及び変更しななければならない事由を証する書面（戸籍抄本、勤務証明書等）を添えて、県知事にその旨を届け出なければなりません。

記載事項の変更とは、次の場合をいいます。

ア 住所、氏名の変更

イ 主として又は従として診療に従事している麻薬診療施設の名称及び所在地の変更（県内の他の麻薬

診療施設への転勤も含まれます。)

ウ 従として診療に従事する麻薬診療施設の追加及び削除

麻薬診療施設の名称の変更や移転により所在地が変わるときは、この届が必要となります。

なお、住居表示に関する法律による所在地表示の変更や市町の合併、分割などに伴う住所・所在地の変更の場合は、記載事項変更届は必要ありません。

(6) 免許証の再交付(法第10条)

麻薬施用者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に「麻薬施用者免許証再交付申請書」(p20)により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて、県知事に、免許証の再交付を申請しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬施用者免許証返納届」により、県知事にその免許証を添えて返納しなければなりません。

なお、再交付の申請時に、手数料が必要です。

## 2 麻薬管理者

麻薬管理者とは、県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者です。

2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、免許を受けた麻薬管理者1人を置かなければなりません。この場合、麻薬施用者が麻薬管理者の免許を取得し、麻薬管理者を兼ねてもかまいません。

(1) 免許申請(法第3条)

ア 麻薬管理者免許申請者は、「麻薬管理者免許申請書」(p15)によって、県知事あて申請してください。

イ 麻薬管理者は、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師に限定されていますので、獣医師免許証等を提示したうえで、免許証の写しを添付してください。

ウ 免許申請書には、心身の障害があっても麻薬管理者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書(p16)の添付が必要です。

エ 診療施設の開設者が法人の場合又は免許申請者が勤務者の場合は、勤務証明書(p16)の添付が必要です。

オ 麻薬管理者の免許申請時に、手数料が必要です。

カ その他、免許申請時に不明な点は、県保健所・支所又は県薬務課にお尋ねください。

(2) 免許の有効期間等(法第4条・法第5条)

麻薬管理者免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までです。

麻薬管理者の免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。

(3) 業務廃止等の届出(法第7条・法第36条)

麻薬管理者は、当該免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止(転勤、退職等)したときは、15日以内に、「麻薬管理者業務廃止届」(p17)により県知事に、免許証を添えて、その旨を届け出なければなりません。

また、麻薬管理者が医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の資格を欠くに至ったときは本人が、麻薬管理者が死亡したときは相続人が、同様に届け出なければなりません。この場合、後任者が新たな麻薬管理者の免許をすみやかに取得してください。

なお、麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったときには、現に保有する麻薬の品名、数量を15日以内に、「麻薬所有高届出書」(p21)により県知事に届け出なければなりません。

(4) 免許証の返納(法第8条)

麻薬管理者は、その免許の有効期間が満了し、又は免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬管理者免許証返納届」(p18)により、県知事に、免許証を返納しなければなりません。

(5) 免許証の記載事項の変更届(法第9条)

麻薬管理者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に「麻薬管理者免許証記載事項変更届」(p19)により、県知事に、免許証及び変更しなければならない事由を証する書面(戸籍抄本等)を添えてその旨を届け出なければなりません。

記載事項の変更とは、開設者に変更がなく、次の変更をいいます。

ア 住所、氏名の変更

イ 従事している麻薬診療施設(病院又は診療所)の名称の変更

麻薬診療施設の開設者に変更になるとき(個人から法人への変更を含む。)や移転により所在地が変わるときは、現有の麻薬管理者免許については廃止し、新規に免許申請が必要となります。

なお、住居表示に関する法律による所在地表示の変更や市町の合併、分割などに伴う住所・所在地の変更の場合は、記載事項変更届は必要ありません。

#### (6) 免許証の再交付(法第10条)

麻薬管理者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に「麻薬管理者免許証再交付申請書」(p20)により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて、県知事に、免許証の再交付を申請しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬管理者免許証返納届」(p18)により、県知事に、その免許証を添えて返納しなければなりません。

なお、再交付の申請時に、手数料が必要です。

## 第2 譲受け・譲渡し

### 1 譲受け(法第26条・第32条)

麻薬診療施設とは、麻薬施用者が診療に従事する診療施設をいい、その開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

#### (1) 麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬の購入先は、県内の麻薬卸売業者に限られます。

#### (2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け

ア 麻薬の交付を受けた飼育動物が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その飼育動物の飼育者から麻薬を譲り受けるとき(注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。)

イ 麻薬の交付を受けた飼育動物が死亡した場合、その飼育動物の飼育者から麻薬を譲り受けるとき(注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。)

ウ 免許が失効した麻薬診療施設等から50日以内に譲り受けるとき(第2-3 業務廃止に伴う譲渡し等 p5 参照)

エ その他、法第24条第11項の規定に基づき、事前に中国四国厚生局長の許可を受けて譲り受けるとき

#### (3) 留意事項

ア 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合(上記ウの場合を除く。), 「麻薬譲渡証」及び「麻薬譲受証」(p23)の交換が必要です。

麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意してください。

イ 麻薬譲受証には、譲受人の氏名(法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名)、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者)の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印(法人にあっては代表者印又は麻薬専用印(他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料用の印を除く。))を押印)してください。

(印の例)

△△動物  
病院麻薬  
専用之印

△△動物  
病院麻薬・覚  
せい剤原料  
用之印

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印(又は公印に準ずるもの)又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

(記載例)

麻 薬 譲 受 証		平成 23年 2月 1日		
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種		
譲受人の氏名 (法人にあっては、 名称)	広 島 一 郎 (印)			
譲受人が麻薬診療施設 の開設者又は麻薬研究 施設の設置者の場合 は、当該施設において 麻薬を管理する麻薬管 理者、麻薬施用者、麻 薬 研 究 者	免許証の番号	麻 第 5678 号	氏 名	広 島 一 郎 (印)
麻薬業務所	所在地	広島市中区基町 10-52		
	名称	県庁動物病院		
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考
ケタラール筋注用 500mg	10ml×10	1	10V	
塩酸モルヒネ注射液 10mg	1ml×10	1	10A	

ウ 麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。

エ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、次の項目を確認してください。

◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。

◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。

数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者)が「麻薬事故届」(p24)を提出してください。

◎ 麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか確認してください。

両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者)が「麻薬事故届」を提出します。

オ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

カ 麻薬診療施設が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。

なお、麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず直接出向いて麻薬を購入する時は特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

キ 麻薬の交付を受けた飼育動物が麻薬を施用する必要がなくなった際に、その飼育動物の飼育者から麻薬を譲り受けた場合は、その麻薬を廃棄し、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」(p25)を県知

事に提出してください。(第7 麻薬の廃棄 p 1 3 参照)

## 2 譲渡し(法第24条)

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことはできません。

ただし、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第11項の規定に基づき、中国四国厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を中国四国厚生局長あてに提出し事前に許可を得てください。

## 3 業務廃止に伴う譲渡し等(法第36条)

### (1) 届出

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合(例えば、診療施設を廃止又は移転したり、開設者が個人から法人に変更したり、法人が解散したり、その開設許可を取り消されたり、麻薬施用者が一人もいなくなった場合等)は、15日以内に「麻薬所有高届出書」(p 2 1)により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

### (2) 譲渡し

麻薬診療施設でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、中国四国厚生局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者(麻薬卸売業者等)、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

ただし、譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届出書」(p 2 2)により、県知事に次の事項を届け出なければなりません。

ア 譲り渡した麻薬の品名及び数量

イ 譲渡年月日

ウ 譲受人の氏名(又は名称)及び住所

なお、麻薬が譲渡できない場合は、麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に県知事に届け出て麻薬取締員等の立会いの下に当該麻薬を廃棄する必要があります。(第7 麻薬の廃棄 p 1 3 参照)

## 第3 麻薬の管理、保管(法第33条、第34条)

(1) 麻薬診療施設において、施用し、又は施用のため交付する麻薬は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者)が管理(受払、保管、廃棄等)しなければなりません。

(2) 麻薬診療施設で管理する麻薬は、麻薬診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で、施錠設備のあるものをいいます。(手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。)

また、当面、麻薬を保管する予定のない診療施設でも堅固な保管庫の設置が必要です。

(3) 麻薬の保管庫の設置場所は、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。

(4) 麻薬保管庫内には、その他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできません。

(5) 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。

(6) 麻薬施用者が往診用のため又は屋外で施用するため麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れたままにしないでください。

(7) 往診に際しては県外等の遠隔地に行く場合、往診の途中で宿泊を伴うこともあります。その際、必要があれば、施用のため診療施設から麻薬を持参し、ホテル等に宿泊してもかまいません。ただし、麻薬が入っているかばん等を車の中に放置するなどの行為は絶対に避け、宿泊する部屋に運び入れるなど、常時自己の管理が及ぶようにしてください。



- (8) 2カ所の診療施設で麻薬を施用する場合には、それぞれに保管庫を設置するとともに、主たる診療施設（A）に保管する麻薬については当該診療施設を開設した麻薬施用者が管理し、従たる診療施設（B）には麻薬管理者を置いた上で、その麻薬管理者に麻薬を管理させてください。
- 診療施設（B）に麻薬管理者を置くことができない場合には、診療施設（A）において管理している麻薬を往診という形式で診療施設（B）へ持参して、施用してください。この場合、診療簿は診療施設（A）で保存することになります。
- (9) 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

#### 第4 施用、交付(法第27条・第30条・第33条)

- (1) 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。（第1 免許の項 p 1 参照）
- (2) 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- (3) 麻薬施用者は、麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- (4) 麻薬施用者は、その診療施設で麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者)が管理する麻薬以外の麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- (5) 麻薬注射剤を分割して複数の飼育動物に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。分割施用する場合には、実際に施用した数量を飼育動物ごとに診療簿及び麻薬帳簿に記載してください。
- また、同一の飼育動物に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分けて連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
- なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプルは麻薬管理者に返納してください。
- (7) 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、飼育動物に対して分割して施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者の下で廃棄してください。
- (8) 特定の動物の特定の疾病に対して治療のため必要に応じた範囲内で、その処方 の性質（特異性や保存性等）を考慮した上で、あらかじめケタミンの粉末を錠剤にする行為や、ケタミンの溶媒を揮発させ濃縮する行為等は、調製行為であり、認められます。ただし、具体的な客体を想定せずに粉末を錠剤にする行為等や、濃縮する際、抽出等により不純物を除去することは精製（製造）に当たるため、認められません。
- 麻薬を調製する場合には、その内容を麻薬帳簿に記載することが必要となります。（第6 記録 p 7 参照）

#### 第5 野生動物等への施用

- (1) 麻薬施用者は法第27条第3項の規定により、疾病の治療以外の目的での麻薬の施用は禁止されています。
- なお、治療検査等に際して、動物の不動化や疼痛緩和の目的でケタミンを施用することは疾病の治療目的での施用に当たります。
- (2) 野生動物等にケタミンを使う場合、従事者の安全を確保するため、吹き矢等が使われていますが、麻薬施用者が、ケタミンを吹き矢等に充填して動物に施用することは差し支えありません。ケタミンを吹

き矢等で施用する際は、発射したすべてのケタミンについて、施用したものとして麻薬帳簿にその旨を記載してください。命中しなかったにもかかわらず回収できたケタミンを持ち帰り廃棄する場合は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は麻薬施用者）が施用残として、他の職員の立会いの下に適切に廃棄してください。この場合、県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

- (3) 施用形態の特殊性にかんがみ、吹き矢等でケタミンを施用する場合には、動物に命中したか否かにかかわらず、薬剤を発射した時点で施用したこととなります。
- (4) 吹き矢等でケタミンを屋外で使用する場合、麻薬施用者が現場に赴くことが困難な山中において、ケタミンを野生動物等に対して施用することも想定されます。このような場合に限って麻薬施用者が野外の施用場所に臨場せず、遠隔地から携帯電話や無線機を利用して従事者等に必要な指示を出し、その指示を受けた従事者等が、ケタミンを吹き矢等に充填して、動物に発射する行為は認められます。ただし、ケタミンの取扱いについての責任は麻薬施用者にあります。
- (5) 野山で動物を治療するためケタミンを施用する行為は、往診として扱われるため、越境した側の県の免許を取得しなくても、県境を越えて施用することができます。
- (6) 発射したケタミンの残片が発見できず、所在不明となったことで保健衛生上の危害が発生するおそれがある時は、必ず県薬務課又は県保健所・支所に連絡してください。

## 第6 記録(法第39条・法第41条)

### 1 診療簿(カルテ)の記載(法第41条)

- (1) 麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、獣医師法等に規定する診療簿に次の事項を記載する必要があります。
  - ア 飼育動物の種類並びにその飼育者氏名又は名称及び住所
  - イ 病名及び主要症状
  - ウ 麻薬の品名及び数量
  - エ 施用又は交付の年月日
- (2) 記載に当たっては、次の事項に注意してください。
  - ア 麻薬注射剤の数量の記載については、A(アンプル)やV(バイアル)の単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載してください。
  - イ 麻薬を継続して施用し、又は施用のため交付する際には、2回目以降についても、「do」、「前同」、「〃」等のみを記載するのではなく、その都度麻薬の品名、数量を記載してください。
  - ウ 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名(リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可)のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありませんが、同名の麻薬がある場合は規格(塩モヒ注200mg等)を記載してください。
  - エ 獣医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、「**麻**」を朱書き又は押印することが望まれます。

なお、処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。
  - オ コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合は、綿棒の数、スプレー数等を記載してください。
  - カ モルヒネ坐剤を施用した場合には何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載してください。
  - キ モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。(例えば15回分の3回目の施用であれば、麻薬の品名、数量とともに3/15と記載します。)
  - ク 診療簿の保存期間は、診療簿は獣医師法第21条第2項の規定に基づく獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)第11条の2により、牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療簿にあっては8年間、その他の使用規制省令の対象動物にあっては3年間の保存が義務付けられています。

### 2 帳簿の記載(法第39条)

- (1) 麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は、麻薬診療施設に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要があります。

- ア 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名，数量及びその年月日
  - イ 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名，数量及びその年月日
  - ウ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬(施用のため交付したコデイン，ジヒドロコデイン，エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名，数量及びその年月日
  - エ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン，ジヒドロコデイン，エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名，数量及びその年月日
  - オ 麻薬事故届を提出した場合は，届け出た麻薬の品名，数量及び事故年月日(届出年月日については備考欄に記載)
- (2) 帳簿の記載に当たっては，次の事項に注意する必要があります。
- ア 帳簿は，品名，剤型，濃度別に口座を設けて記載してください。  
たとえば，麻薬の原末から10%散を予製した場合には，10%散の口座を新たに作成して記載してください。
  - イ 帳簿の形式としては，金銭出納簿形式のものが便利です。  
なお，脱着式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありません。
  - ウ 帳簿の記載には，万年筆，サインペン，ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
  - エ 麻薬の受け払い等をコンピューターを用いて処理し，帳簿とする場合は，帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので，原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し，立入検査等の際に提示できるようにしてください。
  - オ 帳簿の訂正は，管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し，訂正印を押し，その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
  - カ 帳簿の記載は，原則として，麻薬の受入れ又は払出しの都度行ってください。
  - キ 麻薬注射剤の受入れ，払出しの記録は，アンプル単位で記載してください。  
なお，施用残を廃棄する場合は，廃棄数量をmL単位で備考欄に記載してください。
  - ク 分注可能なバイアル製剤を分注して使用する場合は，帳簿への記入は受入れた全てのバイアルを一度「mL」に換算して記入するか，一度バイアルで受入れてその旨を帳簿に記載し，使用するバイアルごとに他の口座へ転記し，これをmL単位で記入する等の方法で記載してください。
  - ケ 麻薬坐剤の受入れ，払出しの記録は，個(本)数単位で記載してください。  
なお，分割した施用残は廃棄することになりますが，廃棄数量をmg単位で備考欄に記載してください。
  - コ 麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は，麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を他の職員を1名以上立会させて廃棄処分(焼却，放流，粉碎等)し，その旨を記載してください。(第7 麻薬の廃棄 p13参照)
  - サ コカイン水を塗布した場合は，綿棒又は綿球の数，点眼した場合は滴数，噴霧した場合は回数について，その集計数を1日分の施用量として記載してください。
  - シ アヘンチンキ等の自然減量並びにモルヒネ原末・倍散及び分注して使用するバイアル製剤等の秤量誤差については，麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が他の職員立会の下に確認のうえ，帳簿にその旨を記載し，備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
  - ス リン酸コデイン，リン酸ジヒドロコデイン，塩酸エチルモルヒネの10%散(水)，1%散(水)の口座については，受入れの数量，年月日を記載するのみで，個々の払出しについては記載する必要はありません。
- (3) 麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は，帳簿を使い終わったときは，帳簿をすみやかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。
- (4) 麻薬診療施設の開設者は，帳簿の引き渡しを受けたときは，最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。  
なお，麻薬を保管していない麻薬診療施設でも麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

### 3 屋外で施用した麻薬の帳簿の記載

- (1) ケタミンを吹き矢に充填して施用する場合，薬剤を発射した時点で施用したこととなります。したがって，吹き矢が外れた場合でも麻薬帳簿及び診療録に「施用」として記録してください。
- (2) 野生動物に施用する目的でケタミンを注射筒に充填したものの施用しなかった場合，再利用するのであれば，当該ケタミンの払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄にその旨を記入し，在庫に戻すことで再利

用できます。麻薬施用者が廃棄する場合は、他の職員の立会いの下に廃棄し、廃棄後30日以内に県知事あてに「調剤済麻薬廃棄届」(p25)を提出してください。

### (麻薬受払簿)の記載例

#### ① 麻薬指定政令施行時における新規の受入例

品名：ケタラール筋注用500mg

単位：mL

年月日	受入	払出	残高	備考
H18.12.28	30		30	麻薬施行(H19.1.1)に伴う受入※1 製品番号AA-0002~AA-0004 ※2
H19.1.4		1.5	28.5	尾三太郎(猫 3歳) ※3
H19.1.4		2.1	26.4	福山N美(猿 5歳)
-----				
H19.2.19		3.0	6.0	東広島Z子(犬 8歳)
H19.2.20			5.0	秤量誤差による帳簿訂正(-1mL) 立会者 高○咲□ ※4

※1 麻薬施行時に既に保有していたケタミン製剤を帳簿に記入する際の一例です。

※2 バイアルの製品番号を記入します。ただし、製品番号が不明な場合は記入の必要はありません。

※3 備考欄には、種類、所有者又は管理者氏名等、該当個体を識別できるように記入してください。

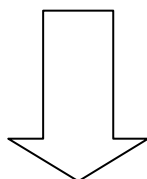
※4 受入時に概算量を帳簿に記入したために生じた誤差を修正する場合、必ず立会者が確認してから訂正してください。

② バイアル製剤を別口座に移して記載する場合

品名：ケタラール筋注用500mg

単位：V

年月日	受入	払出	残高	備考
H18.12.28	3		3	麻薬施行に伴う受入 製品番号AA-0008～AA-0010
H19.1.4		1	2	製品番号AA-0008 別口座へ移動



※ 新たに「ケタラール筋注用500mg (mL)」の口座を設けること

品名：ケタラール筋注用500mg

単位：mL

年月日	受入	払出	残高	備考
H19.1.4	10		10	製品番号AA-0008を転記
H19.1.5		4	6	ふくやまA子(猫 3歳)
H19.1.7		3	3	江田島三次(牛 3歳)

③ 廃棄等がある場合（施用に伴う消耗・調剤済麻薬廃棄届）

品名：ケタラール静注用200mg

単位：mL

年月日	受入	払出	残高	備考
H18.12.28	30		30	麻薬施行（H19.1.1）に伴う受入 製品番号AA-0002～AA-0004
H19.1.4		1.5	28.5	呉尾道(猫 3歳)
H19.1.14		2.1	26.4	荘原市朗(犬 5歳) (1.0mL廃棄) 立会者 東広島眞樹夫 ※1
H19.1.20		3.0	23.4	村町市朗(犬 5歳) (3.0mL廃棄) 立会者 竹原 諄一 H19.2.1 調剤済麻薬廃棄届提出 ※2

※1 施用したものの残液が発生した場合は、廃棄した数量を立会者のもと、mL単位で記入してください。

※2 注射等に充填したものの施用しなかった場合については、薬液を廃棄した後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」（p25）を提出し、帳簿に記入してください。

④ 廃棄等がある場合（麻薬廃棄届）

品名：ケタラルール筋注用500mg

単位：mL

年月日	受入	払出	残高	備考
H19.3.1			20.0	前帳簿からの繰越し
H19.4.4 ※1		20.0	0	汚染による廃棄 H19.3.20麻薬廃棄届提出 立会 ○△地域保健所 基町□▲ 印 広島☆◎ 印 ※2

※1 年月日欄には、県職員等の立会のもと廃棄した日を記入してください。

※2 立会いの箇所は届け出た際に廃棄に立会った県職員が記入します。

⑤ 麻薬事故届の場合

品名：ケタラルール静注用200mg

単位：mL

年月日	受入	払出	残高	備考
H19.3.1			20.0	前帳簿から繰越し
H19.3.3		2.0	18.0	芸北マリー（チワワ 雄）
H19.3.5		18.0	0	落下による破損 H19.3.6 麻薬事故届（16.0）麻薬廃棄届（2.0）提出 H19.3.7 廃棄（2.0） 立会 ○△地域保健所 基町□▲ 印 広島☆◎ 印 ※1

※1 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに県知事に届け出てください。（第8 麻薬の事故届 p14参照）

年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量、備考欄には記載例のように記載してください。

また、事故の状況（落下、紛失、盗取等）を簡単に記入してください。

立会いの箇所は届け出た際に廃棄に立会った県職員が記入します。

⑥ 野外で使用する場合

品名：ケタラール筋注用500mg

単位：mL

年月日	受入	払出	残高	備考
H19.1.10			20.0	前帳簿から繰越し(2V)
H19.1.10		10.0	10.0	△▲山中 ツキノワグマ(オス 1歳位)
H19.1.11		2.0	8.0	★町公民館前 ニホンザル(オス 5歳位)
H19.1.11	50.0		58.0	(株薬務より購入 製品番号AA-0020~24(5V))
H19.1.12		20.0	38.0	△▲山山頂上付近 ツキノワグマ(メス 4歳位)(10.0mL×2) ※1
H19.1.13		10.0	28.0	△▲山◎□沢付近 ツキノワグマ(逃走・不明)
H19.1.13	10.0		38.0	△▲山◎□沢付近 ツキノワグマに使用できず 再利用のため受入れ ※2
H19.1.15		5.0	33.0	◇町 ニホンザル捕獲(中型オス) ※3
H19.1.16		5.0	28.0	○市 ニホンザル捕獲失敗(不明)5.0mL 回収廃棄 立会者 広島ジロー
H19.1.19		20.0	8.0	△▲団地 シカ捕獲(中型茶色2歳位)

※1 吹き矢等で施用する場合、1発目が外れて2発目で捕獲した場合

※2 野生動物に使うため払い出したが、使用せず受け入れた場合

※3 野生獣の捕獲で、動物の飼育者や管理者が不明の場合は当該動物の特徴等を記入してください。

麻薬帳簿(麻薬受払簿)の記載例2

品名：アンペック坐剤 10mg

単位：個(本)

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	飼育動物			
H19.1.10	30			30	〇〇会社から購入 製品番号123
H19.1.11			1	29	世羅T郎(チンパンジー 雌) 施用残 5mg廃棄 立会者署名 ※1

※1 分割施用した例です。なお、施用した残りは麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)に返納してください。返納後、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は、他の職員1名以上の立会いの下にすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmg単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。(麻薬廃棄届や調剤済麻薬)

廃棄届は不要です。)

## 第7 麻薬の廃棄(法第29条, 第35条第2項)

### (1) 陳旧麻薬等の廃棄(法第29条)

古くなったり、変質等により使えなくなった麻薬等を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」(p 26)を、県知事に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬取締員等の指示に従ってください。

### (2) 注射等に充填した麻薬を施用しなかった場合(法第35条第2項)

注射等に充填した麻薬を施用しなかった場合については、他の職員の立会のもとで廃棄した後30日以内に県知事に「調剤済麻薬廃棄届」(p 25)を届け出ることとされています。

廃棄は焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法によってください。麻薬貼付剤については、施用後(貼付途中で剥がれたものを含む。)のものは通常の廃棄物として適切に処理してください。

また、法人の場合、届出者の氏名欄は法人の名称、施設の長の職名・氏名・押印で、届出者の住所欄は麻薬診療施設の所在地でも差し支えありません。

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

### (3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄(施用に伴う消耗)

麻薬注射剤の施用残液は、県知事に届け出ることなく、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に放流、焼却等の適切な方法で廃棄してください。この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。(第6 記録 p 7 参照)

### (4) 調剤済麻薬廃棄届の記載方法

ア 調剤済麻薬廃棄届については品名及び数量欄に、次の例のように具体的に記載してください。

(例)

廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	飼育動物の氏名
	ケタラール静注 用200mg	2.0mL廃棄	平成19年 2月15日	薬務文雄の犬

イ 廃棄の方法は、「焼却」、「放流」、「溶解放流」等と具体的に記載してください。

ウ 複数の麻薬を廃棄した場合などは、品名、廃棄の方法、廃棄の理由欄に「別記のとおり」と記載し、所定の項目について記載した別記を添付しても差し支えありません。

(例)

別記

品名	数量	廃棄年月日	飼育動物の氏名	廃棄の方法	廃棄の理由
オブソ内服液 5mg	3包	平成19年 2月15日	労働正夫	放流	処方変更
フェンタニル注	2A 4mL	平成19年 2月15日	日本京子	放流	準備後、容態変化
アンペック坐剤 10mg	5個	平成19年 2月15日	霞 次郎	溶解放流	飼育動物からの返却

エ その他、凍結乾燥した注射剤等で水溶液等を用いて希釈し施用する製剤を廃棄する場合には、数量(mL)とその濃度(g/mL)を併記するようにしてください。

## 第8 麻薬の事故届(法第35条)



麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、「麻薬事故届」(p 2 4)により県知事に届け出てください。

届出に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察署にも届け出てください。

イ 麻薬事故届は麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)名で提出してください。

ウ 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿(麻薬受払簿)の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。

エ 通常、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故および経過を詳細に記入した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

オ バイアル製剤を破損した場合には、回収できなかった麻薬を麻薬事故届により、回収できた麻薬を麻薬廃棄届により提出した後、麻薬取締員等の立会いの下に廃棄を行いません。回収できた麻薬はそれまで保管管理してください。

## 第9 年間届(法第48条)

麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)は、毎年1 1月30日までに、次の事項を「麻薬管理者届出書」(p 2 7)により県知事に届け出なければなりません。

- ◎ 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
- ◎ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- ◎ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

届出に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 年間届の記載は、同じ品名のものでも剤型や含有量が異なれば、別品目として記載してください。

イ 年間届の記載は、自家予製剤の%散、液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。

ウ 譲受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載し、入院飼育動物から譲り受け再利用する場合の麻薬の数量については( )書きで別掲としてください。

エ 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。

オ 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても記載してください。また、1年間麻薬を所有又は使用しなかった診療施設についてもその旨を届け出てください。

広島県収入  
証紙をはる  
欄

## 麻 薬 者 免 許 申 請 書

麻薬業務所	所在地			
	名 称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名 称			
許可又は免許の番号		第 号	許可又は免許 の年月日	年 月 日
申請者（法人にあつては、 その業務を行なう役員を含む。）の欠格条項	(1) 法第 51 条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 後見開始の審判を受けていること。			
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p>				

## 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者について、次のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

該当なし

専門家による判断が必要

(注) 専門家による判断が必要な場合は、別紙として、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況について記載した書面を提出してください。

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒

なし

あり

年 月 日

所在地

名 称

医師氏名

印

電話番号

## 勤 務 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は当病院・医院・診療所に勤務していることを証明します。

年 月 日

所在地

名 称

氏 名

印

### 記載上の注意

(1) 「許可又は免許の番号」の欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、薬事法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。

なお、許可又は免許の種別を明らかにするための番号の上に、局、販、医、歯、獣、薬と記号を附記すること。

(2) 欠格条項(1)から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあっては、その理由及び年月日を、(2)欄にあっては、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあっては、その違反の事実及び年月日を、(4)欄にあっては「ある」と記載すること。

## 麻 薬 者 業 務 ( 研 究 ) 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年      月      日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏                      名				
業務（研究）廃止の 事由及びその年月日				
<p>上記のとおり，業務（研究）を廃止したので，免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p>住 所 <span style="font-size: 2em;">〔</span> <small>法人にあっては、主たる事務所の所在地</small> <span style="font-size: 2em;">〕</span></p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名 <small>（法人にあっては，名称）</small></p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p>				

## 麻 薬 者 免 許 証 返 納 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年      月      日
麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
氏                  名				
免 許 証 返 納 の 事 由 及 び そ の 年 月 日				
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p>住 所 <span style="font-size: 2em;">〔</span> 法人にあっては、主たる事務所の所在地 <span style="font-size: 2em;">〕</span></p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p>				

## 麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
変更すべき事項							
変 更 前	麻薬業務所	所在地					
		名 称					
	住 所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕					
	氏 名	〔法人にあつては、名称〕					
	従たる施設	所在地					
		名 称					
変 更 後	麻薬業務所	所在地					
		名 称					
	住 所	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕					
	氏 名	〔法人にあつては、名称〕					
	従たる施設	所在地					
		名 称					
変更の事由及びその年月日							
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">住 所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: center;">氏 名〔法人にあつては、名称〕</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">様</p>							

(注) 変更前及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

広島県収入  
証紙をはる  
欄

## 麻 薬 者 免 許 証 再 交 付 申 請 書

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	(有効期間の始まる日を記入) 年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
再交付の事由及び その年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small></p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 <small>(法人にあっては、名称)</small></p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p>			

## 麻 薬 所 有 高 届 出 書

年 月 日

様

届 出 者 住 所

氏 名

印

麻薬業務所 所在地

名 称

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 36 条第 1 項の規定により，次のとおり所有高を届けます。

品 名	数 量	品 名	数 量

届 出 の 理 由	
届出の生じた年月日	年 月 日

(注) 届出書は，麻薬営業者，麻薬診療施設の開設者，麻薬研究施設の設置者であること。  
なお，麻薬営業者等が死亡した場合は，その相続人等であること。



# 麻 薬 譲 渡 届 出 書

年 月 日

広島県知事様 (政令市のみ)  
 広島県保健所長様

届 出 者 住 所  
氏 名

麻薬業務所 所在地  
名 称

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 36 号条第 3 項の規定により、次のとおり届けます。

譲渡麻薬の内訳	品 名	数 量	備 考	
譲 渡 の 年 月 日				
譲渡先 (譲受人)	麻薬業務所	名 称		
		所 在 地		
	氏 名			
	住 所			
麻薬免許証の種類及び番号				

- (注) 1 譲渡先氏名欄には、譲受人の押印を得るよう指導すること。  
 2 麻薬診療施設又は麻薬研究施設の場合は、麻薬免許証の種類及び番号欄に氏名も記入するよう指導すること。

麻 薬 譲 受 証					年	月	日	
譲受人の免許証の番号		第 号	譲受人の免許の種類					
譲受人の氏名 (法人にあつては、名称)							印	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者		免許証の番号	第 号	氏 名	印			
麻薬業務所	所 在 地							
	名 称							
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

## 麻 薬 事 故 届

免 許 証 の 番 号		免 許 年 月 日	平成 年 月 日
免 許 の 種 類			
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
事 故 が 生 じ た 麻 薬	品 名	数 量	
事 故 発 生 の 状 況 ( 事故発生年月日, 場所, 事故の種類 )			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			

## 調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	

麻薬業務所	所在地			
	名 称			
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	飼育動物の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人にあつては、名称) 印</p> <p>様</p>				

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

## 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻 薬 業務所	所在地		
	名 称		
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称) <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">様</p>			

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

平成 年度 麻薬小売業者 届出書  
麻薬管理者  
麻薬研究者

平成 年 月 日

様

麻薬業務所の所在地及び名称

届出者の住所及び氏名

印

免許の種類及び免許証の番号

麻薬及び向精神薬取締法 第47条 の規定により、次のとおり届けます。  
第48条  
第49条

品名	前年の10月1日現在 所有高数量	譲受数量	譲渡 施用 使用 } 数量	その年の9月30日現在 所有高数量	備考

注 1 不用の文字は消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 申請・相談窓口一覧表

麻薬業務所の所在地		申請・届出窓口	住所・連絡先
広島市	中区	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27 082-241-7408
	東区	広島市保健所東区生活衛生担当	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-34 082-568-7752
	南区	広島市保健所南区生活衛生担当	〒734-8523 広島市南区皆実町 1-4-46 082-250-4136
	西区	広島市保健所西区生活衛生担当	〒733-8530 広島市西区福島町 2-2-1 082-532-1017
	安佐南区	広島市保健所安佐南区生活衛生担当	〒731-0193 広島市安佐南区古市 1-33-14 082-831-4563
	安佐北区	広島市保健所安佐北区生活衛生担当	〒731-0292 広島市安佐北区可部 4-13-13 082-819-3956
	安芸区	広島市保健所安芸区生活衛生担当	〒736-8501 広島市安芸区船越南 3-4-36 082-821-2829
	佐伯区	広島市保健所佐伯区生活衛生担当	〒731-5135 広島市佐伯区海老園 2-5-28 082-943-9762
		<b>※お問い合わせは広島県健康福祉局 薬務課へ</b>	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-3221
大竹市・廿日市市		広島県西部保健所生活衛生課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 0829-32-1181
府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸 高田市・安芸太田 町・北広島町		広島県西部保健所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-513-5533
呉市		呉市保健所保健総務課 <b>※お問い合わせは広島県西部保健所 呉支所衛生環境課へ</b>	〒737-0041 呉市和庄 1-2-13 0823-25-3534

江田島市	広島県西部保健所呉支所衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	広島県西部東保健所生活衛生課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部保健所生活衛生課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
福山市	福山市保健所生活衛生課 <b>※お問い合わせは広島県東部保健所 福山支所衛生環境課へ</b>	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22 084-928-1164
府中市・神石高原町	広島県東部保健所福山支所衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 084-921-1311
三次市・庄原市	広島県北部保健所生活衛生課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 0824-63-5181

麻薬譲渡許可・携帯輸出入等のお問い合わせ	厚生労働省 中国四国厚生局麻薬取締部	〒728-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 082-227-9011
----------------------	-----------------------	--